

清掃事業を各区が責任を持って

① 廃プラの資源回収の計画化を追求する。
 ② 安全作業確立に向けて「安全・権利闘争」を年間闘

III 「20年度」作業計画に関わる
 具体的な取組みについて

統一交渉事項に関わる本部交渉妥結の後に各区交渉に入ることを前提にして以下の取組みを行う。

作業計画は労働条件そのものであり、労使交渉により決定していかなければならないことが地公労法第7条団体交渉の範囲に明文化されている。各区作業実施計画策定交渉は、曜日変動、季節変動や道路事情等を十分に配慮し一日に排出されるごみを円滑に処理するための人員・器材・搬入先等を計画化することである。このことを改めて再認識し、作業実施計画策定にあたる。策定にあたっては、ごみの重量だけでなく容積や作業形態など様々な観点から判断し、安全かつ円滑に作業を行えるよう地域特性などを考慮した無理のない弾力的な作業実施計画が求められる。また、計画の実施にあたっては、労使確認に基づいた人員・器材の配置と、日常的な作業実態の点検が重要である。

作業実施計画策定交渉が予算編成日程に整合性をもたせることが条件であることから、11月から12月初めの中央委員会ですべての区が了解できることを確認し、各区当局に回答を返すことを最大限追求し取組む。従って、本部段階における計画策定交渉に当たっては19年度同様の基準を前提に交渉する。また、2008年度は廃プラサーマルの本格実施の年度となる。本格実施の時期が、4月実施と10月実施の区があることから、年間のサーマル計画になるところと、前期・後期に分かれるため前期のみのこれまでの計画交渉になる区が出る。

多くの区で、今年10月からモデル実施していることや、廃プラの資源回収を実施しているところ、新不燃ごみを隔週で収集している区など、各区の実情に応じてごみ量予測について十分な労使協議を行うことが求められる。各区においては、区独自のごみ減量対策や資源循環型を求める新たな事業展開が試みられる動きがある中で、労働条件の低下を招かず、直営を前提に計画化することを基本に取組む。

IV 「19年度」年末年始作業に関わる取組み

平成19年度年間作業日の確認交渉でわが組合と各区は、労働協約または議事録で「年末年始作業については別途協議することを確認している。にもかかわらず、年末年始作業について協議することなく一方的に「年末年始期間中のごみ予測量の推計」を各区に求める通達を出し作業を進めている。廃プラサーマルリサイクルのモデル実施が10月に行われたばかりで、ごみの排出量も落ち着いていない時期に予測を求めていることや、ごみ量推計自体が作業計画の基本であり労働条件を決めることになり。この事からも、労使協議を十分に重ね混乱のない計

画作成が求められるところである。従って、区交渉を十分保障するためにも協議・調整の場が整っていない中ではあるが、年末年始作業を混乱なく安全に進めるための現実的対応として、係争中の課題とは切り離し、統一交渉事項に関しては昨年同様本部が交渉を行うこととする。

① 年末年始作業についてわが組合に早急に提案するよう求め、機関で確認後に回答する。
 ② 職種ごとの要求・要望については、各区当局に申入れる。
 ③ 実施計画策定にあたっては、安全作業の確立、必要人員及び車両の確保を基本に各区当局と協議を行い、労使合意を前提とする。
 ④ 清掃工場の連続焼却については「休む権利」「安定搬入の確保」「焼却能力」などに留意し対応する。

以上



運営するためには、統一交渉は必要

2008年度予算 人員闘争方針

2007年10月23日
第1回
中央委員会

はじめに

2007年度予算・人員の闘いは、各区、清掃一部事務組合、東京都の使用者に対して、事業の円滑な運営、安全確保の立場から事業執行するうえで適正な作業計画を策定するとともに、「作業計画に基づいた人員を確保する」取組みを強めてきた。しかし、各区、一組当局は財政難や自治体改革を口実に、現実合理化、退職不補充の方針を掲げ、今まで以上に人員削減・民間委託攻撃を本格化させる中で、極めて厳しい闘いを余儀なくされてきた。

事業執行に関わる統一交渉についても、清掃事業を「各区が連携・協力し、責任を持って調整して運営していく」のであれば、「その共通基準に関わる労働条件については、統一交渉で決めるべきであり、労使交渉の効率性や整合性、合理性の観点からも統一交渉の必要性は大きい」とのわが組合の主張を拒否し、頑なに各区事項との考え方を崩していない。

昨年の「平成18年度年末年始作業日」や「平成19年度作業計画策定」「平成19年度年間作業日」の交渉においても、清掃部長会との協議・調整の場や区長会総会においても、緊急を要する課題として申入れ行ってきた。しかし、清掃部長会正副会長との協議・調整の場において「対応することは困難である」との考え方が示された。「対応する」ことが労使双方の責務と判断し、各区長宛に「平成18年度年末年始作業」に関する申入れを受け入れることを前提に各区・一組当局に対し回答していくことを決断し対応した。

昨年の「平成19年度」作業計画策定に対するわが組合の対応についても、各区における予算査定日程などを考慮しなければならぬきりぎりしの段階を迎えていた。わが組合としては、係争中の課題とは切り離し、統一交渉

事項に関する課題について、「平成18年度年末年始作業計画」交渉と同様に、一歩踏み込んだ現実的な対応として本部が各区当局と交渉を行う決断をした。

いづれでもなく、この間、清掃事業は滞ることなく、ごみは円滑に収集、運搬、処理、処分されてきた。このことは事業の一貫性と23区域の大都市行政としての一体性・統一性の確保があつてこそ成り立ってきたものである。

また、円滑な事業運営の維持は、労働者が安心して働けられる労働条件の確保がなければ成り立たないものである。以上のことから2008年度予算・人員闘争においては、これまでの取組みを踏まえ、統一要求および一組要求を各区要求に付加し、闘いを進める。

I 予算・人員闘争の 基本的な闘いの進め方

具体的には、事業の「統一交渉」を確保するための方策を確立し、本部・支部（総支部）地連における意思統一を十分に図り、要請行動や決起集会、宣伝行動などの大衆行動を配置し以下のとおり闘う。

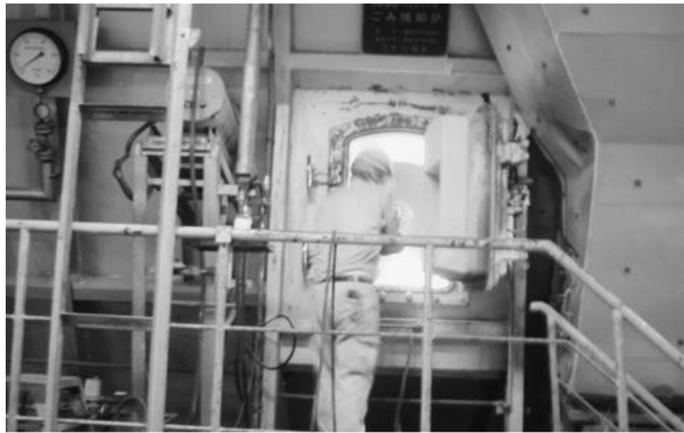
1. 区長会は事業執行に関わる事項は、各区事項と主張しながら、我々の労働条件に密接に関わる「廃プラサーマルのモデル実施」は統一的な取り扱いを決め、各区で実施している。7月には、清掃部長会との協議調整に関する緊急申入れを行ない、各区に共通する課題について改めて区長会が統一交渉として行うべきであることを強く求めた。清掃部長会との協議調整の動向を見ながら、要請行動などを配置し統一交渉の前進に向けて取組む。
2. これまで統一交渉として行ってきた事項については、

本部交渉として実施する。本部交渉の妥結後に、支部（総支部）が各区当局との交渉を行う。

3. 各区においては、予算査定などの日程を考慮し、交渉を行うことが必須である。作業実施計画の妥結後は、作業実施計画に必要な人員、機材、その他の人員等についても、安易に人材派遣や車付雇上などの対応を許さず、各区当局の責任で欠員補充を行うことを担保させた協約締結を目指す。
4. 同時期の自治労現業統一闘争とも結合させた闘いを展開する。
5. 本部としての闘争配置を行う一方、新たな試みとしての各地連ごとのブロック幹事区長や副区長への要請行動や決起集会など大衆行動の配置も重要である。地連の取組みがますます重要となることから、地連内での情報交換や意思統一をさらに強めることとする。
6. 清掃一組に対する闘いについては、①工場の安全で、安定的な運転を確保し、住民への信頼に応えるために一組のアウトソーシングを早急に見直し、直営で運営すること、②人材育成のためにもはやくアウトソーシングを凍結すること、③緊急事態に対処する特殊な技能をもった設備管理職員の不足は、重大事故につながる可能性があり新規の補充を求める、④事務職員についても、各区との連携やごみ処理行政を円滑に進めるために計画的な新規採用を行うこと一を求める。
7. 枝川支部の闘いは、支部要求実現に向け都市整備環境支部と連携を密にし、支援・連帯を強める。
8. なお、場合によっては年度末段階で昨年度と同様に作業日に関わる労働協約を23区長と締結することも検討する。

II 各区要求に付加する 一組要求

1. 清掃工場等の中間処理施設の運営は、安全で安定的な稼働と、周辺住民や区民の信頼に応えるために、むやみにアウトソーシングを推進するのではなく、直営での工場運営を基本とすること。
2. 公害のない安全で安定的な工場の操業を確保するために、特殊な技能をもった設備管理要員を早急に補充すること。また、設備管理職員・事務職員の新規採用



が計画的に行えるよう人事上の体制整備を図ること。

3. 都区間交流や清掃特例の人事交流を活用し、希望する職員については、一組での固有化を考慮した人材交流を積極的に行うこと。また、区への復帰を希望する区派遣職員については、速やかに本人の希望を実現させること。
4. 医療施設等からの廃棄物（紙おむつ等非感染性廃棄物）や鯉ヘルペス感染の魚、インフルエンザ感染の疑いのある鳥等の持ち込みについては、23区統一的な対応で安全基準を確立すること。
5. 道路交通法に違反する過積載で搬入することがないよう、実効ある指導等改善策を講じること。
6. サーマルリサイクルにとまない、特に金属類の搬入は故障や安全上での問題があるため、新不燃ごみに属する不燃物の分別指導の徹底をはかること。また、パッカー火災の増加も考えられ、スプレー缶やその他火種の持ち込みについては今まで通り十分注意すること。